

地域医療介護総合確保事業（新たな財政支援制度）に係る事業整理方針

（平成27年2月9日）

1 優先順位の考え方

◎県内の課題への対応

- 広島県内の医療及び介護の確保・向上にとって喫緊の課題や、同種の事業の要望が多く地域でみられるなど、緊急性の高い事業
 - ・ 地域連携
 - ・ 在宅医療
 - ・ 人材育成・確保・定着（例）看護職員確保、介護人材の確保
 - ・ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ・ 県及び市町の第6期介護保険事業（支援）計画に基づく介護施設等の整備
- 事業効果がより広域にわたる事業
- 2025年度問題や超高齢社会への対応など、長期的な視点に立った事業

◎他県との優位性の確保

- 広島県の医療界や介護基盤の強み・独自性を活かした事業
- より多くの団体・分野等と連携する事業
- 全国モデルとなり得るなど、波及効果の高い事業

◎事業実施

- 実現可能性が高く、新規性のある事業
- 公共・公益性の高い事業
- （例）
 - ・ 事業主体が民間の場合を優先
 - ・ 通常の運営経費については対象としない
 - ・ 土地取得など事業者の資産形成につながるものは対象としない
- 医療費や介護給付費の効率的な使い方に資する事業
- 事業効果が長期間にわたり見込まれる事業

◎その他

- その他専門的あるいは学術的な観点から極めて独創的かつ著しく事業内容が優れていると委員会が認めるもの

※ 介護施設等の整備に関する事業については、県及び市町の第6期介護保険事業（支援）計画の推進に寄与する事業であって、国の通知等により示される対象事業を踏まえ、県が補助対象事業として定める事業に限る。

2 補助率・補助額の考え方

- 事業の補助率は、以下のとおりとする。
 - ・施設整備 1/2
 - ・設備整備 2/3
 - ・ソフト事業 10/10
- 補助基準額，補助単価等については，以下のとおりとする。
 - ・国庫補助移行事業については，既存の補助基本額，補助単価等を適用する。
 - ・国庫補助移行事業以外の事業については，個別に判断する。
- 介護施設等の整備に関する事業は，国の通知等により示される上限単価等を踏まえ，県が定める補助単価等とする。